

## 同和教育シリーズ

### 南国市における改善事業について(一)

活をしていました。  
この共同井戸も、たいへん  
な深井戸のうえ、水質が悪く、  
ときには伝染病の感染源にな  
ることもあり、とても非  
衛生的なものでした。

前回は、特別措置法について述べましたが、被差別部落に対する行政の施策は『同和対策事業特別措置法』が制定されるずっと以前から実施されていました。

明治政府は、一八七一(明治四)年に『解放令』を出して江戸時代の身分制度をなくしました。しかし、これは形の上だけのもので、実質的に、差別や貧しさをなくそうとする政策は行

一九一九(大正八)年に、政府は『地方改善費』として、被差別部落に対する予算を、内務省に計上しました。行政として初めての予算措置でした。

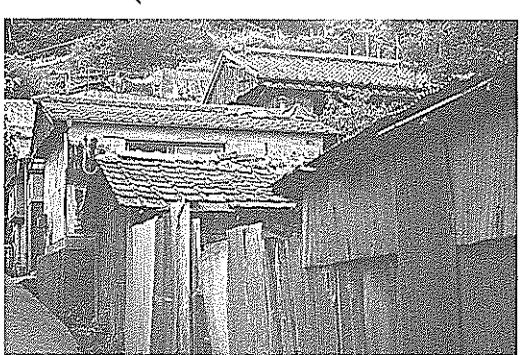
この予算は、地区の人たちに対する同情融和的な政策であつて、本当は治安維持が目的であり、地区内部の自覚向上を促すためのものでした。

野中地区では、この政策以前から『野中改善会』を組織し、就学の奨励や、風俗の改善等に努めたので、政府からたびたび表彰されました。

これらの政策は、人間としての基本的な生活実態の改善、特に、劣悪な地区の住環境の整備等については全く行われませんでした。南国市において、最初に実施された同和対策の事業は、簡易水道事業でした。

それまで、野中地区の人々は飲料水に一番困っていました。ほとんどの家庭に井戸がなく、共同井戸を利用して生

年から送水業務が開始されました。この事業は、その後、鉄道の線路を越えて、後免町にも延長され、野中地区の人たちだけではなく、南国市の中心地の人たちの生活にも、うるおいをもたらしました。



同和教育は、同和問題の完全解消を目指して、基本的人権の尊重と、その実践力を身につけた人間を育成する教育であり、だれもが幸せに生きることのできる社会の実現を目指した教育です。

南国市同和教育研究協議会(南同協)は、この同和教育があらゆる地域、職場そして家庭でいつそ

昭和三十四、五年には、野中地区において、行政実態調査が実施されました。その結果、農村部落でしながら、農民としての生活基盤がない状態や、家の多くは、一間か二間の小さな老朽した不良住宅が、山の斜面に密集して建てられ、隣家と軒を接し、その下が生活道になつたのです。

市営住宅は、簡平と呼ばれる長屋形式のもので、一軒あたり六畳と四畳の二間に台所がついている程度のたいへん狭いものでした。

その後、特別措置法に基づいて『南国市同和対策本部』

が設置され、同和行政が総合的に推進されるようになります。

南国市同和教育研究協議会

会長 藤中正雄

加入申込先は、南国市立教育研究所内南同教事務局(☎ 2111)です。

### 南同教への加入のお願い